

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 申請期限を延長し、求職活動要件を緩和します

生活に困窮する世帯の自立支援を目的として国が実施している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について、申請期限を延長し、求職活動要件を緩和する旨の通知がありました。

堺市においても、6 月 30 日までとしていた当該支援金の申請期限を以下のとおり延長します。

また、当該支援金の求職活動要件として設けている、月 2 回以上のハローワーク等での職業相談等及び原則、週 1 回の企業への応募等について、当分の間、これらの回数をそれぞれ月 1 回に緩和します。

### 1 申請期限

令和 4 年 8 月 31 日（水）まで延長

### 2 申請受付

#### (1) 申請方法

原則、郵送申請（同封の返信用封筒に申請書及び必要書類を入れて送付）

※申請書は、当該支援金の対象となる可能性がある方に郵送済みです。

新たに対象となる可能性がある方には、順次、申請書を送付します。

再度申請書が必要な方は、相談ダイヤルにお電話ください。

市ホームページからダウンロードすることも可能です。

#### (2) 郵送先

〒590-0074 堺市堺区北花田口町 3 丁 1-15 TOYO ビル

堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務処理センター

#### (3) 相談ダイヤル

電話番号：072-275-6450

開設時間：午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（平日のみ）

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

担 当 課: 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課  
電 話: 072-228-0375  
ファックス: 072-228-7853